

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡実弟であるA（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社に雇用され、国内外の建築現場等においてクレーンなどの建設用機械のオペレーターとして勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、野球場のバックネットにビニール紐を掛け、タオルを使い縊頸を凶っていたところを発見された。死体検案書によると、直接死因は「縊死」、死因の種類は「自殺」であった。

請求人は、被災者が死亡したのは、平成〇年〇月からのD国での海外勤務における過重労働により、平成〇年〇月に狭心症を発症したが、会社がこの疾病に配慮せず、長時間労働に従事する中、治療機会を喪失したことなどにより、同年〇月にうつ病を発病し自殺に至ったとし、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会が認定した事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドライン「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等から、専門部会の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 請求人らは、被災者が本件疾病を発病した原因として、①D国における過重な業務（長時間労働、過酷な暑熱環境、長期間の海外赴任）及び治療の機会の喪失によって狭心症を発症したこと、②平成〇年〇月〇日からのE市の

建設現場における連日にわたる長時間労働及びこれに伴う治療の機会の喪失によって狭心症が悪化したこと、③同年〇月、F職長から叱責されたことを主張する。

イ 上記アの①について、業務による出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめ、「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するか否かについてみると、この「(重度の)病気やケガ」については、業務起因性が認められる必要がある。

被災者に発症した狭心症は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発1063号。以下「脳・心の認定基準」という。)(丁2)の対象疾病である。当審査会としても脳・心の認定基準の取扱いを妥当なものと考えるところ、まず被災者に発症した狭心症の業務起因性について、以下、脳・心の認定基準に基づき検討する。

(ア) 被災者の狭心症の発症日について

請求人らは、被災者の狭心症に関し、胸痛が出現したのは平成〇年〇月〇日である旨述べており、また、Gクリニック作成の紹介・診療情報提供書には、被災者が同月〇日に胸痛が1週間継続していたことから診療所に受診した旨記載されていること、P病院の診療録に平成〇年〇月〇日から胸を圧迫されるような違和感が出現した旨記載されていること、健康診断個人票や受診経過等を併せ鑑みると、当審査会としては、被災者は、「平成〇年〇月〇日」に狭心症を発症したとみるのが相当であると判断する。

(イ) 異常な出来事への遭遇について

被災者の狭心症の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(ウ) 被災者の労働時間について

被災者の狭心症発症前6か月間の時間外労働時間を勤務表に基づき当審査会が算定したところ、発病前1か月目が8:00、発病前2か月目が40:00、発病前3か月目が39:00、発病前4か月目が40:00、発病前5か月目が32:00、発病前6か月目33:00であることが認められる。

しかし、被災者の労働時間について、請求人らは、要旨、①勤務表(乙

29) は、職長が現場作業員全員分の労働時間をまとめて記載したものであるから、正確な実労働時間を現しているとは言い難い、②同勤務表は、作業時間開始前の準備行為、ミーティング、作業後の片付けなどのための時間外労働時間を反映していない可能性が高い旨主張している。

Hは、勤務表の労働時間は、現場作業が午後5時頃終わった後に行われる片付けの時間を含めて長めに書かれている旨述べており、Iは、現地では被災者と行動を共にしており、同勤務表に記載された労働時間に齟齬はない旨述べている。

次に、休憩時間について、使用者申立書には、「各工種により、若干異なるが、基本的に午前中に15分から30分、昼に1時間、午後3時頃に15分から30分の休憩があった。」と記載されていること、HがJ改修工事現場では、休憩時間は午前10時から30分間、午後3時から30分間あった旨述べていること、Iも現場では、休憩時間として午前10時からの30分間、昼休憩1時間及び午後3時からの30分間（計2時間）を確保できていた旨述べていることを併せ鑑みると、被災者は休憩時間を2時間は取っていたものと判断できる。

また、使用者申立書をみると、現場作業員は、午前8時から体操、その後朝礼（作業前の打ち合わせ）をするとされていること、Hが、午前8時から現場でラジオ体操を行い、その後朝礼が10分間ほどあり、一服等一休みしてから、実際に作業が開始される旨述べていること、Iが、「(午前)8時から、体操や朝礼をして作業が開始されます。」と述べていること及びHが、「私の記憶では、被災者が休憩時間やお昼休みに仕事をしていたということはありません。クレーンオペレーターの仕事自体は、持ち帰って行うような作業はありませんので、宿舎で仕事をするのは無いと思います。被災者がD国にいる期間に、J改修工事以外の現場で作業を行っていたということはありません。」と述べていることを併せ鑑みると、終業時刻は正確な時刻ではないものの、実際の終業時刻よりも遅い時間の記載とされており、休憩時間を2時間確保していると確認できること、勤務表記載の時間以外に、被災者が労働をしていたとは認められないことから、請求人らの上記主張は採用できない。

(エ) 短期間の過重業務について

被災者の狭心症の発症前おおむね1週間（平成〇年〇月〇日から同月〇日）についてみると、この期間中、被災者は時間外労働をしておらず、同年〇月〇日から同月〇日までの計3日間は休日であったことが認められることから、過重な業務に従事したとは評価できない。

(オ) 長期間の過重業務について

被災者の狭心症の発症前6か月間の時間外労働時間については、発症前1か月に時間外労働はしておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける各1か月当たりの平均時間外労働時間は、24時間から約34時間の範囲である。

したがって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められないことから、業務と被災者の狭心症との関連性は弱いものと評価できる。

(カ) 労働時間以外の負荷要因について

労働時間以外の負荷要因として、請求人らは、D国における長期間の海外赴任、同国の治安の悪さ及び暑熱環境を主張している。

この点、使用者申立書からは、被災者は同国以外にも平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間にK国、平成〇年〇月から同年〇月までの期間にL国において勤務をしていることが認められることから、被災者にとって海外赴任そのものが過重な負担であったという請求人らの主張は採用できない。また、D国に赴任した従業員に対するアンケートを精査するも、同国の治安状況が従業員を精神的に緊張させるほど劣悪であったことや、従業員が著しい暑熱環境において作業をしていたこと等の事情は認められないことから、請求人らの同国の治安の悪さ及び暑熱環境に係る主張についても採用できない。

また、請求人らはD国が後進国であるが故に適切な治療を受けることができなかつたことが負荷の要因である旨主張するが、被災者が受診したGクリニックは、24時間365日の救急看護が受診可能であり、診療範囲は、簡単な予防接種から緊急医療、婦人科、小児科、眼科などの専門治療にまで及んでいる。このため、同国で適切な治療を受けることができなかつた旨の請求人らの主張についても採用できない。

(キ) 以上のとおり、被災者に発症した狭心症は、脳・心の認定基準の対象疾

病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、業務起因性が認められず、当審査会としては、上記アの①の主張を、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」に当てはめて評価することはできないものと判断する。

ウ 上記アの②の主張であるが、被災者の時間外労働時間については、本件疾病発病前2か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）が、発病前3か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）と比べて36時間、発症前4か月と比べて46時間増加していることが認められる。

しかしながら、同年〇月の時間外労働時間が、同年〇月及び同年〇月に比べ増加したのは、①平成〇年〇月以降、狭心症の治療のための定期的な通院及び入院や、②タイムカード及び使用者申立書によると、被災者は同年〇月、M市の現場に赴任していたところ、同月〇日から同月〇日までの間、東日本大震災直後のため休業になっていたことなど、所定内労働日数の半分以上も休業であったことが原因である。

したがって、上記のような時間外労働時間の増加を、担当業務内容の変更や取引量の急増等により、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」とみるのは相当でなく、当審査会としては、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事として評価できない。

また、請求代理人は、本件公開審理において、平成〇年〇月〇日に退院してから同年〇月〇日まで被災者が治療機会を確保できなかった理由として、「労働者としては、日々の生活を維持するために、収入を得るためには、休むことができないわけです。それは仕事に命じられるままに行かざるを得ない。」と述べたが、被災者は平成〇年〇月からのE市での勤務を希望したことが使用者申立書に認められること、同月〇日の受診後の再診予約は平成〇年〇月〇日と約1か月後であったことから、請求代理人のこの主張は採用できない。

エ 上記アの③の主張については、業務による出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この出来事に関し、Nは、F職長が被災者に対して「おーい、とめろー」、

「コラー」などと大きな声で注意をしていた旨述べている。これはF職長によると、クレーンの位置とF職長の位置が離れていたためであった。また、Nは、F職長は被災者に対して「馬鹿」等の人間性を否定するような発言をしたり、暴力を振るうということはしていない旨述べている。

そうすると、F職長のした指導・叱責は、建設現場における安全確保を目的としてなされたものであり、また、その指導・叱責の程度が強かったとまでは言えないことから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷は「弱」と判断する。

オ また、使用者申立書から、平成〇年〇月〇日付けで被災者はD国における海外勤務を終え、その後日本に帰国していることが認められることから、認定基準別表1「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

同申立書によれば、被災者の業務はD国でも日本国内の建築現場でも、クレーンのオペレーターであることが確認されることから帰国前後における業務内容にギャップ等は認められず、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) したがって、被災者の評価期間における業務による心理的負荷の総合評価は「弱」の出来事が3つであり、全体評価も「弱」であって、「強」に至らないものと判断する。

(6) 業務以外の要因について

業務以外の要因として、請求人によると平成〇年〇月〇日付けで離婚した事実が認められる。

(7) 個体側の要因について

請求人の申述によれば、平成〇年秋頃に、車内に排気ガスを引き込み自殺を図ったことが認められる（結果は未遂。）。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。